

合併したらどうなるの？

わたしたちのまちと生活

—— 身近なサービスと負担 ——

相模原市・藤野町合併協議会

目 次

	ページ
「合併協議の基本4項目」「新市の基本的な姿」	1
「行政組織」	2
「特別職・一般職」「議会議員」「農業委員会」	3
「地域自治区」	4
「町名・字名」「関係団体等」	5
「地方税」	6
「公共料金等」	7
「手数料」「国民健康保険」	8
「介護保険」「補助金・交付金等」	9
「清掃事業」	10
「高齢者福祉」	12
「障害福祉」	14
「子育て支援」	16
「学校教育」「生涯学習・スポーツ」	19
「市民生活」	20
「保健衛生」	22
「都市整備」	24
「環境保全」「地域振興」	25
「産業振興」	26
「消防・防災」	27

合併した場合の身近なサービスと負担

相模原市・藤野町合併協議会における協議結果を基に、相模原市と藤野町が合併した場合に住民の皆様の身近なサービスと負担がどのようになるかを、お知らせいたします。

合併協議の基本4項目

合併の方式	編入合併
合併の期日	平成19年3月11日
新市の名称	相模原市
新市の市役所の場所	現在の相模原市役所

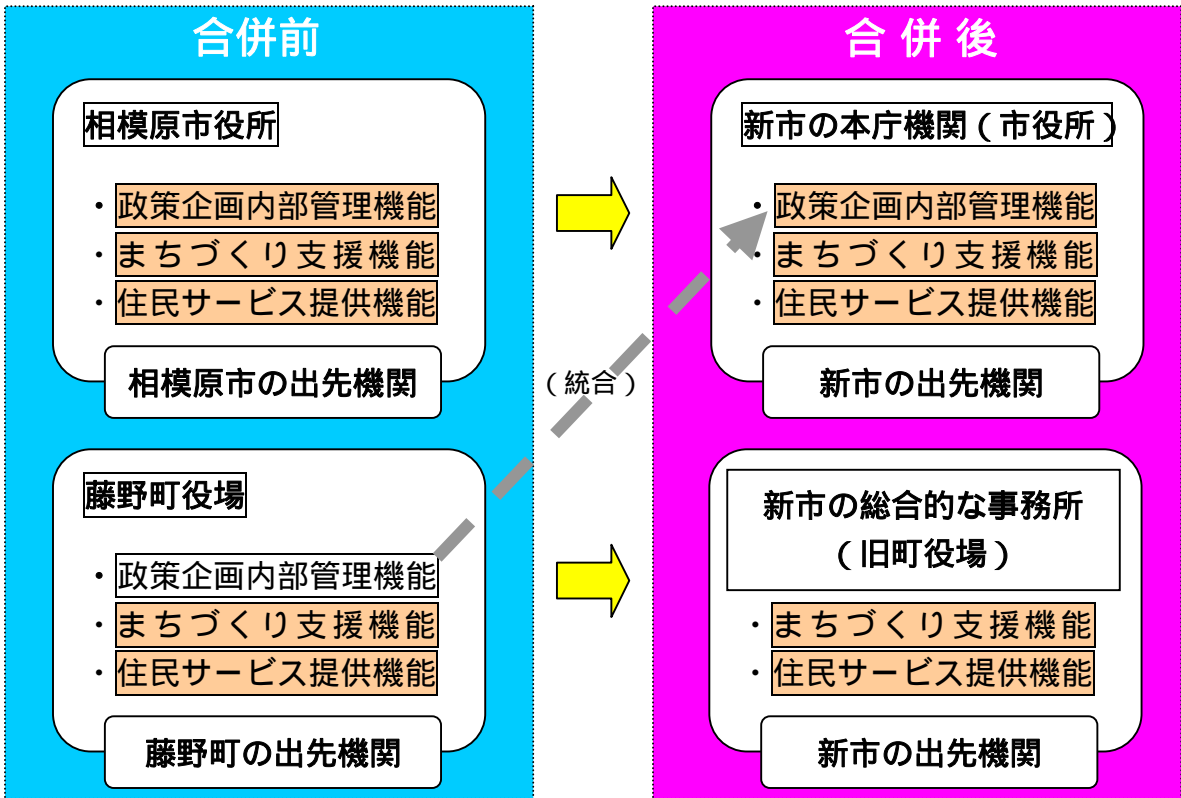
新市の基本的な姿

区分	現行		新市
名称	相模原市	藤野町	相模原市
本庁舎の位置	相模原市 中央2丁目11番15号	津久井郡 藤野町小淵2000番地	相模原市中央2丁目11番15号 (藤野町役場は総合的な事務所になります。)
財産	相模原市の 財産	藤野町の 財産	相模原市の財産
	-	藤野町の各財産区の財産	現行どおり
条例・規則等	相模原市の 条例、規則等	藤野町の 条例、規則等	相模原市の条例、規則等
市・町章			
市・町の木	けやき	カシワ	けやき
市・町の花	アジサイ	フジ	アジサイ
市・町の鳥	ヒバリ	ヤマセミ	ヒバリ
市・町の色	みどり	無	みどり
市民・町民憲章	相模原市民憲章	藤野町民憲章	相模原市民憲章
市・町の歌	「相模原市民の歌」	無	「相模原市民の歌」

行政組織

新市の本庁組織については、相模原市の本庁機能を基本として、藤野町の「政策企画内部管理機能」を新市の本庁機関に統合します。

現在の藤野町役場については、総合的な事務所として、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織になります。また、現在の相模原市及び藤野町の出先機関については、住民サービスの低下を招くことがないよう、その機能を維持します。



	政策企画内部管理機能	まちづくり支援機能	住民サービス提供機能
内容	企画、人事、財政等の新市全体にかかる政策企画、総合的な管理調整などに関する事務を行う。	良好な地域の維持・発展に取り組むとともに、住民と協働し、地域自治の核となる行政サービスの提供を行う。	窓口サービス、相談など身近な住民サービスの提供を行う。
具体例	総合計画、都市計画等の策定事務 予算編成、人事など内部管理事務 広域的・統一的な処理が必要な事務（環境対策、廃棄物処理、幹線道路の整備など）など	農業や観光など地域産業の振興 地域独自のイベントの企画・運営 文化財の保存 公園や緑地などの維持管理 道路や下水道の維持・補修 自治会活動等の支援 など	戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、年金関係などの届出の受付 戸籍、住民票、市税などの証明書の発行 市税などの収納 市民相談 保健、福祉に関する相談 保健福祉サービスの提供（保育所入所、要介護認定、医療費助成などの申請受付、保健師の訪問指導など） 教育相談 生涯学習活動の支援 など

特別職・一般職

藤野町の常勤の特別職（町長・収入役・教育長）及び教育委員会や選挙管理委員会などの執行機関の委員（農業委員会委員を除く。）については、合併の期日の前日をもって失職します。

藤野町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぎます。

議 会 議 員

現在の相模原市の議会議員 46 人は引き続き在職します。藤野町の議会議員 14 人は失職し、合併日から現在の藤野町を選挙区として 1 人の定数が設けられますが、公職選挙法の規定により、現在の相模原市の議会議員の任期（平成19年4月29日）が終わる前 6 か月以内の間は増員選挙を行うことができないため、合併後最初に行われる相模原市の一般選挙まで議員は選出されません。

合併後最初に行われる相模原市の議会議員の任期満了による一般選挙では、現在の相模原市を選挙区として 46 人、藤野町を選挙区として 1 人の議会議員が、平成 23 年 4 月 29 日を任期として選出されます。（津久井町を選挙区として 2 人、相模湖町を選挙区として 1 人の議会議員も選出されます。）

		H18.3.20	H19.3.11【合併日】	H19.4.29	H23.4.29
現在の議員定数		合併前の定数	合併時から相模原市の議会議員の任期満了までの定数		合併後最初の一般選挙時の議員定数 (任期 = H19.4.30 ~ H23.4.29)
相模原市	46人	49人 (相模原市の46人に津久井町2人、相模湖町1人を加えた編入合併特例定数)			49人 (相模原市の46人に津久井町2人、相模湖町1人を加えた編入合併特例定数)
藤野町	14人	1人(ただし、公職選挙法の規定により、増員選挙は行うことができない。)		1人	
合 計	60人	63人	50人		50人

農 業 委 員 会

藤野町の農業委員会は、相模原市に設置される津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会に統合し、選挙による委員は相模原市の委員の残任期間、引き続き新市の委員として在任します。

また、その後の各農業委員会の選挙による委員の定数は、相模原市を区域とする農業委員会は、現行のとおりとし、津久井町、相模湖町及び藤野町を区域とする農業委員会は、相模原市の農家世帯数をもとに算出した人数の 16 人になります。

		H19.3.11【合併日】	H19.3.19		
区 分	現在の定数	合併時から相模原市の委員の任期満了までの定数 (合併新法適用)		合併新法適用期間経過後 (H19.3.20以降)の定数	
	選挙委員	区 分	選挙委員	区 分	選挙委員
相模原市	20人	相模原市を区域とする農業委員会	20人	相模原市を区域とする農業委員会	20人
津久井町	16人	津久井町、相模湖町及び藤野町を区域とする農業委員会	16人	津久井町、相模湖町及び藤野町を区域とする農業委員会	16人
相模湖町	10人		10人		
藤野町	11人		11人		

地域自治区

地域自治区

合併前の地域の歴史や文化などを生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを進めるため、現在の藤野町の区域を単位として「地域自治区」を合併の日から平成23年3月31日まで設置します。

名 称	ふじのちよう 藤 野 町
設置期間	合併の日から平成23年3月31日まで
住居表示の特例	市名と字名の間、地域自治区の名称を付け加えることとなります。

住居表示の特例による住所の具体例は、「町名・字名」(5ページ)に掲載しています。

地域自治区事務所

地域自治区には、地域協議会の庶務や地域振興などの事務を行う「地域自治区事務所」を次のとおり設置します。

名 称	藤野町地域自治区事務所
位 置	現在の藤野町役場
所管区域	現在の藤野町の区域

地域協議会

地域自治区には、住民の多様な意見を行政施策に反映する場として、次のとおり「地域協議会」を設置します。なお、「地域協議会」の委員は、地域自治区の住民の中から、各地区の代表、各種団体の代表その他学識経験者、公募委員などを新市の市長が選任します。

名 称	藤野町地域協議会
定 数	30人以内
任 期	2年以内
報 酬	無

町名・字名

相模原市の区域内の町・字(市町名のすぐ後の住所や土地の地番に付く 町などの名称)の区域及び名称については、変更ありません。

藤野町の区域内の字の区域及び名称についても変更ありません。

なお、藤野町では、地域自治区が設置されるため、現在の字の名称の前に地域自治区の名称を付け加えた名称となります。

住所の具体例

現 行	新 市
津久井郡藤野町小淵	相模原市 ^{ふじのちよう} 藤野町小淵

関係団体等

一部事務組合等

藤野町が加入している「津久井郡広域行政組合」については、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散するとされていることから、解散後の業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応します。

藤野町が加入している「神奈川県市町村職員退職手当組合」については、合併の期日の前日に脱退し、その事務は新市に引き継ぎます。

藤野町が相模湖町と共同して設置している「相模湖町・藤野町介護認定審査会」については、相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって廃止するとされていることから、廃止後の業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応します。

藤野町が神奈川県に委託している「公平委員会事務」及び「公共下水道使用料徴収事務」については、合併の期日の前日に委託を取りやめ、その事務は新市に引き継ぎます。

「相模原市土地開発公社」については、新市において存続します。

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続します。

公共的団体等

相模原市及び藤野町にある農業協同組合、商工会議所、商工会、社会福祉協議会などの公共的団体等については、それぞれの団体の実情を尊重し、共通の目的を持った団体については、原則合併時に統合できるよう努めることとしますが、個別の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとします。

地 方 税

個人市（町）民税については、相模原市と藤野町の税率に違いはありませんが、法人市（町）民税の法人税割の税率は、相模原市の税率に統合します。

固定資産税については、納期を相模原市の制度（5月・7月・9月・12月）に統合します。

また、藤野町に所在する床面積 1,000 平方メートルを超えるか、従業者 100 人を超える事業所については、新たに事業所税を負担していただきますが、合併年度を含む 6 年度の間は課税されません。

区 分		相模原市	藤野町	新 市
個人市（町）民税	均等割	3,000 円		3,000 円
	所得割	200 万円以下 200 万円超 700 万円超	3% 8% 10%	200 万円以下 3% 200 万円超 8% 700 万円超 10%
法人市（町）民税	均等割	5 万円～300 万円 （資本金等、従業者数により 9 段階）		5 万円～300 万円 （資本金等、従業者数により 9 段階）
	法人税割	<資本金等> 10 億円以上 5 億円以上 5 億円未満	<税率> 14.7% 13.5% 12.3%	<資本金等> <税率> 10 億円以上 14.7% 5 億円以上 13.5% 5 億円未満 12.3% ただし、合併年度（H18年度）に限り、藤野町に所在する法人については、合併前の税率を適用します。
固定資産税		1.4%		1.4%
軽自動車税	原動機付自転車 （50CC 以下）	1,000 円		1,000 円
	四輪乗用 （自家用）	7,200 円		7,200 円
	四輪貨物 （自家用）	4,000 円		4,000 円
1	小型特殊 （農耕作業用）	1,000 円	1,600 円	1,000 円
事業所税	資産割	床面積 1 平方メートルにつき 600 円		資産割 床面積 1 平方メートルにつき 600 円 従業者割 従業者給与総額の 0.25%
	2	従業者割	従業者給与総額の 0.25%	ただし、合併年度を含む 6 年度の間 に限り、藤野町に所在する事業所については、課税免除とします。
入湯税		1人1日150円 <課税免除> 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般 公衆浴場に入湯する者 入湯料金が1,000円 以下の公衆浴場に入湯する者	1人1日150円 <課税免除> 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般 公衆浴場に入湯する者	1人1日150円 <課税免除> 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 入湯料金が 1,000 円以下の公衆浴場に入湯する者
都市計画税		0.3%		0.3% 3

- 1 軽自動車税は、主な軽自動車等について掲載しています。
- 2 事業所税は、床面積 1,000 平方メートルを超えるか、従業者 100 人を超える事業所に課税されます。
- 3 都市計画税は、「線引き」がされている区域のうち市街化区域内の土地及び家屋に課税されます。（「土地利用（都市計画区域及び区域区分等）」（24 ページ）を参照）

公共料金等

水道料金

水道事業は、神奈川県企業庁が実施しており、相模原市と藤野町の料金体系に違いはありません。

藤野町の町営簡易水道（5施設）の料金は、現行のとおりとします。なお、合併後、それぞれの地区にふさわしい水道事業のあり方について検討します。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
県営水道料金 (モデルケース)	4,034 円	4,034 円	現行どおり

県営水道料金は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。

ここでは、一般的家庭が2か月間で40 m³使用した場合の料金(消費税を含む)をモデルケースとしています。

下水道使用料

原則的に、相模原市の使用料体系に統合します。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行います。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
下水道使用料 (モデルケース)	3,475 円	3,276 円	3,475 円

下水道使用料は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。ここでは、一般的家庭が2か月間で40 m³使用した場合の料金(消費税を含む)をモデルケースとしています。

下水道受益者負担金・分担金

藤野町には、都市計画上の区域区分がないため、単価格差が生じること、また、それぞれの地域で金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、新市において整理・調整を行い、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合します。

なお、それまでの間は現行の単位負担金・分担金を引き続き適用します。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
受益者負担金	270 円/m ²	430 円/m ²	相模原市の制度に統合します。ただし、藤野町の単位負担金・分担金については、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合します。
受益者分担金	490 円/m ²	430 円/m ²	

区域区分については、「土地利用（都市計画区域及び区域区分等）」（24 ページ）に掲載されています。

金額は1 m²当りの単価で、受益者負担金は市街化区域内及び都市計画法下水道事業認可区域内で整備を行う時に徴収するものです。受益者分担金は市街化区域外（市街化調整区域）及び都市計画法下水道事業認可区域外で整備を行う時に徴収するものです。

農業集落排水施設使用料

藤野町の農業集落排水施設使用料は、現行のとおりとします。なお、農業集落排水事業については、合併後、他の生活排水処理施設整備事業（公共下水道・合併処理浄化槽）との調整を図ります。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
施 設 使用料		定額使用料 1 戸当たり 1,500 円/月 人員割使用料 人員 1 人当たり 250 円/月	現行どおり

手 数 料

住民票の写しや印鑑証明、市（町）県民税の課税証明などの手数料は、原則として、相模原市の制度に統合します。

住民票・印鑑証明など

（1通あたり）

区 分	相模原市	藤野町	新 市
住民票の写し	300円	5人までを1枚とし300円 2枚目以上は1人増すごとに60円	300円
印鑑登録証明書	300円		300円
戸籍の謄本・抄本	450円		450円

税 関 係 証 明

（1件あたり）

区 分	相模原市	藤野町	新 市
市（町）県民税 課税証明書	300円		300円
市（町）県民税 納税証明書	300円		300円

国民健康保険

国民健康保険事業については、国の制度に基づき運営されているため、基本的な事項は、概ね統一されていますが、保険税の算定方法が異なりますので相模原市の制度に統合します。

国民健康保険税（年額）

区 分		相模原市	藤野町	新 市
所得割	医療分	5.76%	5.70%	相模原市の制度に統合 します。
	介護分	1.15%	1.15%	
資産割	医療分	10.00%	39.50%	
	介護分	2.60%	9.87%	
均等割 （1人あたり）	医療分	22,500円	18,200円	
	介護分	5,100円	5,100円	
平等割 （1世帯あたり）	医療分	22,800円	20,000円	
	介護分	5,400円	5,400円	
保険税額 （モデルケース）	医療分	309,100円	313,400円	
	介護分	53,600円	56,400円	
	合計	362,700円	369,800円	

平成17年度賦課時の税率、金額を使用。

モデルケース

加入者数3人（42歳の夫、38歳の妻、12歳の子）
夫の所得4,000千円 妻と子の所得無し

固定資産税額 75,000円(夫名義で37,500円、妻名義で37,500円)

介護保険

介護保険事業は、相模原市の制度に統合します。

また、新市としての保険料は、合併時に策定する新たな介護保険事業計画に基づき算定しますが、合併後は、下記の相模原市の保険料額に近い金額になると見込まれます。

介護保険料（年額）

区 分	相模原市	藤野町	新 市
第 1 段階	17,300円	16,200円	相模原市の制度に統合します。
第 2 段階	26,600円	24,300円	
第 3 段階	36,900円	32,400円	
第 4 段階	46,100円	40,500円	
第 5 段階	55,400円	48,600円	
第 6 段階	73,800円	-	

第 1 段階 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯

第 2 段階 世帯全員が住民税非課税

第 3 段階 本人が住民税非課税

第 4 段階 本人が住民税課税で合計所得金額が 200 万円未満

第 5 段階 本人が住民税課税で合計所得金額が 200 万以上 1000 万円未満

第 6 段階 本人が住民税課税で合計所得金額が 1000 万円以上

注 下線部分は相模原市のみ

保険料は、3年ごとに算定します。表は、現行（平成 15～17 年度）の保険料額です。

補助金・交付金等

同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整します。

市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度のとおりとしますが、市域全体の均衡を保つように原則 3 年以内を目途に調整します。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行います。

清掃事業

藤野町は、城山町、津久井町及び相模湖町とともに、特別地方公共団体である津久井郡広域行政組合を設立し、ごみやし尿の処理をしておりますが、組合は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散することとなっております。組合解散後は、藤野町に引き継がれる一部の業務を除き相模原市が業務の委託を受け、住民サービスに支障をきたさないように対応していきます。

生活系ごみの収集

ごみ処理は、住民の日々の生活に密着した行政サービスであることから、組合解散時には、藤野町に係る収集回数等は、原則として現行のとおりとします。

なお、合併後速やかに、新市における収集・処理体制の構築を図ります。

〔主な生活系ごみ〕

区 分		相模原市	津久井郡広域行政組合	新 市
可燃ごみ	呼 称	一般ごみ	可燃ごみ	現行どおり (合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合します。)
	収集品目	生ごみ類・プラスチック類・陶器類等	生ごみ類・プラスチック類等	
	収集頻度	3回/週	2回/週	
	排出容器	透明または半透明袋	透明または半透明袋	
不燃ごみ	呼 称	一般ごみ・資源に区分	不燃ごみ	現行どおり (合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合します。)
	収集品目		金属類、陶器類、ガラス類、ペットボトル、びん類(3色)	
	収集頻度		1回/週	
	排出容器		透明または半透明袋	
資 源	呼 称	資源	資源ごみ	現行どおり (合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合します。)
	収集品目	びん類、かん・金物類、紙類、布類、蛍光管・水銀体温計	紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック) 布類	
	収集頻度	1回/週	1回/月(指定日2区分)	
	排出容器	品目別に透明または半透明袋で排出	品目別に束ねて排出	
	収集品目	ペットボトル、白色トレイ	ペットボトルは、不燃ごみにて収集(白色トレイは未実施)	
	収集頻度	拠点回収		

し尿・浄化槽汚泥の収集及び手数料

相模原市では、し尿・浄化槽汚泥の収集は直営で行っているのに対し、藤野町では、し尿は津久井郡広域行政組合による委託収集、浄化槽汚泥は、町の許可業者が収集しています。

このため、合併後速やかに、新市における収集体制の見直しを行い、収集体制の構築を図ります。

また、浄化槽汚泥にかかる手数料については、藤野町は、浄化槽清掃に係る補助をしていますが、相模原市と藤野町では収集体制や手数料体系が異なっていることから、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行います。

〔し尿〕

区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合	新 市
処理手数料 (生活系)	基本料金・・・ 便槽 1 箇所・1 回につき 100 円 加算料金・・・ 人頭制 120 円/月・人 従量制 120 円/36 ㍓	定額制・・・ 世帯割 126 円/月・世帯 人頭割 325.5 円/月・人 従量制・・・357 円/40 ㍓	合併後速やかに、相模原市の制度に統合します。 (受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行います。)

〔浄化槽汚泥〕

区 分	相模原市	藤野町	新 市
処理手数料 (生活系)	基本料金・・・ 浄化槽 1 基・1 回につき 600 円 加算料金・・・ 従量制 120 円/36 ㍓	条例・規則上の規定なし。 (浄化槽清掃の補助制度あり)	合併後速やかに、相模原市の制度に統合します。 (受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行います。)

高齢者福祉

【主な事業】

給食サービス

給食サービスは、相模原市及び藤野町でそれぞれ実施していますが、個人負担や実施方法などが異なるため、新市においてその調整を行い、速やかに相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
回 数	週 4 回	週 2 回	週 4 回
個人負担（1食）	4 0 0 円	3 0 0 円	4 0 0 円

生きがい対策

高齢者大学については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も相模原市民と同じように受講できるようになります。

高齢者スポーツ大会は、現行のとおりとします。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
高齢者大学	4学部35学科 (定員1,110人) 各学科年間 24回前後開催	無	相模原市の制度を適用します。
高齢者 スポーツ大会	無	年1回 (社会福祉協議会へ 委託)	現行どおり

敬老事業

敬老会については、速やかに新市において検討します。

敬老祝金事業については、相模原市の制度に統合しますが、事業のあり方を検討します。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
敬老会	有	無	合併後速やかに新市において検討します。
敬老祝金	【祝い金】 77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円	【祝い金】 80歳～89歳 5,000円 90歳～99歳 7,000円 100歳以上 10,000円	【祝い金】 77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円

寝具消毒乾燥事業

寝具消毒乾燥事業については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も対象となります。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
対 象	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	無	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等
実施回数	消毒乾燥年3回、丸洗い消毒乾燥年3回	無	消毒乾燥年3回、丸洗い消毒乾燥年3回

障 害 福 祉

【主な事業】

重度心身障害者等福祉手当

重度心身障害者等福祉手当については、相模原市のみで支給されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方へも支給されます。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
重度心身障害者等福祉手当 (月額)	(重度) 5,000円	無	(重度) 5,000円
	(中度) 3,000円		(中度) 3,000円

在宅の障害者を対象に、障害の程度が次の表に該当する方に支給されます。ただし、障害児福祉手当、特別障害者手当などが支給される方及び施設に入所している方には支給されません。

〔対象者〕

(重度)

- ・身体障害者手帳が1級・2級の方
- ・知能指数が35以下の方
- ・身体障害者手帳が3級でかつ知能指数50以下の方

(中度)

- ・身体障害者手帳が3級の方
- ・知能指数が40以下の方
- ・身体障害者手帳が4級でかつ知能指数50以下の方

重度障害者医療費助成

身体障害者及び知的障害者への助成については、相模原市と藤野町で違いはありません。精神障害者への助成については、相模原市のみで行われていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も助成の対象となります。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
身体障害者 知的障害者	身体障害者手帳1級・2級の方 知能指数35以下の方 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の方		現行どおり
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方	無	精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

福祉タクシー・自動車燃料費助成

在宅重度障害者等の生活の利便を図るため、日常の移動手段に応じ、福祉タクシー利用券又は自動車燃料給油券のいずれかを対象者に支給します。

相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も対象となります。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
タクシー券 (年額)	36,000 円	無	36,000 円
自動車燃料券 (年額)	自己運転 24,000 円 家族運転 12,000 円	無	自己運転 24,000 円 家族運転 12,000 円
対象者	身体障害者手帳 1 級・2 級の方 療育手帳 A 1・A 2 の方 知能指数 3.5 以下の方 特定疾患に罹患している方 小児特定疾患に罹患している方 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方	無	身体障害者手帳 1 級・2 級の方 療育手帳 A 1・A 2 の方 知能指数 3.5 以下の方 特定疾患に罹患している方 小児特定疾患に罹患している方 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方

子育て支援

【主な事業】

保育料（保育園）

相模原市の保育料体系に統合します。

〔月額〕

区 分		相模原市	藤野町	新 市
最高額	3歳未満児	61,700円	60,000円	相模原市の制度に統合します。
	3歳児	31,900円	33,500円	
	4歳以上児	28,000円	28,900円	
最低額	3歳未満児	3,500円	6,700円	
	3歳児	2,900円	4,500円	
	4歳以上児	2,900円	4,500円	

最低額については、前年分の所得税非課税・前年度分の住民税非課税世帯であり母子家庭などを除いた世帯です。

表は、現行（平成17年度）の保育料額です。

保育料の例（参考）

保育料は世帯の前年分所得税額、前年度分住民税額と児童の年齢によって算定されます。次の表は所得税階層区分のうち、比較的对象者の多い階層の保育料の例です。

前年分所得税金額（円）		相模原市	藤野町	新 市
20,000	3歳未満児	18,000円	22,500円	相模原市の制度に統合します。
	3歳児	16,400円	20,200円	
	4歳以上児	16,400円	20,200円	
160,000	3歳未満児	40,100円	45,700円	
	3歳児	31,100円	33,500円	
	4歳以上児	28,000円	28,900円	
408,000	3歳未満児	53,200円	60,000円	
	3歳児	31,900円	33,500円	
	4歳以上児	28,000円	28,900円	

公立幼稚園

公立幼稚園については、現行のとおりとしますが、保育料等について調整を行います。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
入園料	-	3,000 円	入園料、保育料、送迎バス及び給食については、合併後の新市において均衡が図れるよう必要な調整を行います。
保育料月額	-	12,000 円	
送迎バス	-	有	
給 食	-	ミルク給食	

児童クラブ育成料

児童クラブの育成料については、相模原市と藤野町で異なるため、合併後3年以内に相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
育成料月額	4,700 円	10,000 円	合併後3年以内に相模原市の制度に統合します。
おやつ代	2,000 円		

藤野町は、おやつ代が含まれています。
表は、現行（平成17年度）の育成料等の金額です。

私立幼稚園就園奨励補助金

私立幼稚園の在園児に対する市町単独補助分については、相模原市の制度を適用します。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
年額/人	在園児1人の場合 12,000 円	無	在園児1人の場合 12,000 円
	在園児2人の場合 2人目 24,000 円		在園児2人の場合 2人目 24,000 円
	在園児3人以上の場合 3人目以降 36,000 円		在園児3人以上の場合 3人目以降 36,000 円

小児医療費助成事業

小児医療費助成事業については、藤野町の通院対象年齢の上限が3歳までとなっていますが、相模原市の制度に統合することにより、3歳から5歳までに拡大されます。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
通院・入院	0歳～5歳	0歳～3歳	0歳～5歳
入院	6歳～15歳	4歳～15歳	6歳～15歳

所得制限については、相模原市及び藤野町とも0歳は無く、1歳から児童手当の特例給付水準を適用しています。入院時の食事療養費の標準負担額（自己負担）は医療費助成の対象外で、患者負担となります。

乳幼児各種予防接種

予防接種法及び結核予防法に基づいて実施される乳幼児各種予防接種事業については、相模原市の制度に統合しますが、料金、実施内容については、現行のとおりとします。

区 分		相模原市	藤野町	新 市
集団接種	料 金	無 料		現行どおり
	実施内容	ポリオ、BCG	ポリオ	
個別接種	料 金	無 料		現行どおり
	実施内容	三種混合、二種混合、 麻しん、風しん、 日本脳炎	三種混合、二種混合、 麻しん、風しん、 日本脳炎、BCG	

藤野町が個別接種で行っているBCGは、日時及び場所を指定しています。

小児急病診療事業

小児急病診療事業については、休日・夜間における小児急病患者に対する医療の充実を図るための事業です。

現在、相模原市と津久井郡広域行政組合で協定を締結して実施しておりますが、組合は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散することとなっております。組合解散後の業務については、相模原市と藤野町の間で協定を締結し、住民サービスに支障をきたさないように対応していきます。

なお、合併後は、相模原市の制度を適用します。

区 分	相模原市	津久井郡 広域行政組合	新 市
内 容	初期救急（軽症患者） 【診療場所及び診療時間】 ・相模原メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日・土曜日は午後5時） ～翌日午前6時 ・相模原南メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 二次救急（入院治療等を必要とする患者） 【診療場所及び診療時間】 ・二次救急医療機関（5病院のうち毎日1ヶ所 が当番制で対応） 休 日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時（休日・土曜日は午後5時） ～翌日午前9時	相模原市と協定を 締結して実施して いる。 （ただし、左欄のう ち相模原南メディ カルセンター急病 診療所を除く。）	相模原市の 制度を適用 します。

救急医療については、23ページに掲載されています。

学 校 教 育

【主な事業等】

通 学 区 域

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとします。

学 校 給 食

小・中学校の給食については、現行のとおりとします。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
小学校	完全給食	完全給食 ミルク給食	現行どおり
中学校	ミルク給食	ミルク給食	現行どおり

合併後3年間で藤野町の小学校及び相模原市と藤野町の中学校給食のあり方を検討します。

ス ク ー ル バ ス ・ コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス

藤野町で実施しているスクールバス・コミュニティバス(遠距離通学する小・中学生の送迎)については、現行のとおりとしますが、合併後5年間で事業内容の検討を行います。

生 涯 学 習 ・ ス ポ ー ツ

生 涯 学 習 施 設 ・ ス ポ ー ツ 施 設 の 使 用 料

公民館等の生涯学習施設やテニスコート等のスポーツ施設の使用料については、現行のとおりとします。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
公民館使用料	無料	有料	現行どおり
スポーツ施設 使用料(テニス コート等)	有料	有料	現行どおり

有料施設については、利用団体等の条件により、減免措置があります。なお、合併後、新市において料金、減免措置等について検討します。

市民生活

【主な事業】

自治会活動等

自治会への助成制度については、当面、現行の支援制度を基本としますが、合併後3年を目途に見直しを行います。また、広報紙の配布については、市全域に同一の情報を提供する必要性から、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	藤野町	新市
広報紙の配布	新聞折込 (1日・15日号)	1日号～自治会配布 15日号～新聞折込	新聞折込 (1日・15日号)
自治会運営助成	均等割額 …9,000円 世帯割額 … 200円 1	無	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。
集会所建設等助成	土地購入額の1/2 建物の購入、建設、増改築経費の1/2 融資制度有り 2	建物の新築経費の70%以内 建物の増改築経費の70%以内	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。
防犯灯助成	(設置) 設置費の90% 3	(設置) 直接、町が設置	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。
	(電気料) 電気料の90%	(電気料) 町が負担	
	(維持管理) 700円/灯	(維持管理) 町が負担	

- 1 運営助成額は、市自治会連合会が定めている基準額です。
- 2 集会所建設等助成制度には、対象面積や助成額に制限があります。
- 3 防犯灯設置費補助金には、限度額があります。

自主防災組織

自主防災組織体制については、現行のまま新市に引き継ぎます。

防災活動等に対する助成については、現行のとおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
内 容	単位 433組織 地区連合 18組織	単位 11組織	現行どおりとし、助成金については、合併後3年を目途に見直しを行います。
組織編成時の助成	標旗、ヘルメット等の物品配付	1組織 30,000円の助成	
活動助成金	防災機材購入等に対する2分の1を助成 (世帯数により限度額あり) 【単位】 ～ 99世帯 20,000円 ～ 299世帯 40,000円 ～ 599世帯 60,000円 ～ 899世帯 80,000円 ～ 1499世帯 100,000円 ～ 2499世帯 150,000円 2500世帯以上 200,000円 【地区連合】 100,000円	無	

住 民 相 談

区 分	相模原市	藤野町	新 市
市(町)民相談	相談窓口を常設	相談は、関連の担当課職員が対応	藤野町で相談需要の測定を行い、相談場所、相談日、相談体制等を確定し、合併後3年を目途に相模原市の制度に統合します。
法律相談 (開催回数)	月15回	2ヶ月に1回	
特設相談 (相談項目)	9	2	

特設相談は、外国人相談・税務相談・登記相談・行政相談・人権相談等について各種専門家が助言をしています。

保 健 衛 生

【主な事業】

基本健康診査

基本健康診査の検査項目については、相模原市は国の基準どおりであり、藤野町は独自で実施している項目がありますが、合併後、新市においては相模原市の検査項目で実施します。また、一部負担金については、相模原市の額となります。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
健康診査	基本 ・・・1,000 円	基本 ・・・1,000 円	基本 ・・・1,000 円
一部負担金	基本 + 肝炎 ・・・2,200 円	基本 + 肝炎 ・・・2,000 円	基本 + 肝炎 ・・・2,200 円

が ん 検 診

集団検診については、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がんの5がん検診すべてについて、相模原市及び藤野町とも実施しています。

施設検診については、相模原市はすべてのがん検診について実施していますが、藤野町は子宮がん、乳がん検診のみ実施しているため、合併後、新市において医師会を含めて検診体制を検討します。

また、一部負担金については、一部金額の相違が見られますが、相模原市の額となります。

実施、×未実施

区 分	相模原市	藤野町	新 市
集団 検診	胃がん		
	子宮がん		
	乳がん		
	肺がん		
	大腸がん		
施設 検診	胃がん	×	
	子宮がん		
	乳がん		
	肺がん	×	
	大腸がん	×	

救 急 医 療

藤野町の救急医療は、津久井郡広域行政組合が実施しておりますが、組合は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散することとなっております。組合解散後の業務については、相模原市と藤野町の間で協定を締結し、住民サービスに支障をきたさないように対応していきます。

また、診療時間、診療科目、診療場所の違いがあるため、合併後の新市において、医師会を含めてそのあり方を検討します。なお、藤野町で実施していない事業については、合併後、相模原市の制度を適用して実施します。

区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合	新 市
休日・夜間急病	<p>初期救急（軽症患者） 【診療場所、時間及び科目】 ・相模原メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日の内科は午後5時）～午後11時 診療科目：内科、外科</p> <p>・相模原南メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日の内科は午後5時）～午後11時 診療科目：内科、外科 休日については、眼科、耳鼻咽喉科を実施</p> <p>二次救急（入院治療等を必要とする患者） 【診療場所及び診療時間】 ・二次救急医療機関（内科12病院、外科11病院のうちそれぞれ毎日1ヶ所が当番制で対応） 休 日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前9時 診療科目：内科、外科</p>	<p>初期救急（軽症患者） 【診療場所、時間及び科目】 ・休日 津久井郡急病診療所 昼間：午前8時45分～正午 午後0時45分～午後4時 夜間：午後7時～午後10時 診療科目：内科、小児科</p> <p>・平日 津久井郡内診療所による在宅当番医制 午後7時～午後10時</p> <p>二次救急（入院治療等を必要とする患者） 相模原市と協定を締結して実施しています。</p>	現行どおり

小児急病診療事業については、18ページに掲載されています。

健 康 度 評 価 事 業

【生活習慣病予防】

基本健康診査の結果、保健師要指導の者、異常なしの者のうち40歳、50歳の者及び、要指導の者のうち40、45、50、55、60歳の者に生活習慣質問票を郵送。回答内容を評価してアドバイス票を返送するとともに、評価結果に応じて事業への参加を勧奨します。

【生活機能低下予防】

当該年度70歳の市民全員に生活習慣質問票を郵送。回答内容を評価して結果票を返送します。また、要介護状態に移行するリスクが高いと判定された者に対し、保健師等が電話や訪問等で保健指導や事業への参加を勧奨します。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
生活習慣病予防	実施	未実施	実施
生活機能低下予防	実施	未実施	実施

都 市 整 備

【主な事業等】

土地利用(都市計画区域及び区域区分等)

広域的な視点から行政を行うという合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域とすることが望ましいと考えられますが、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のとおりとし、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
都市計画 区域	全域 (相模原都市計画区域)	一部 (相模湖都市計画区域)	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。
区域区分 (いわゆる線 引き)	有	無	
用途地域	有	有	

市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度です。

バ ス 対 策

バス路線の確保については、合併時には現状を維持し、「バス交通対策基本計画」の考え方に基づき、市町の現状を踏まえ効率的で利用しやすいバス路線網の実現を図るため、合併後5年を目途に新市において行政が確保すべきバス路線を定めます。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
市町営バスの 運行	無	有	合併時は現状を維持し、その後、路線網の見直しなどを行います。

環境保全

【主な事業】

住宅用自然エネルギー等利用設備設置助成

相模原市では、次の設備を対象に設置者に対して費用の一部を助成しています。

相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も対象となります。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
助成費	(対象設備) 太陽光発電設備 太陽熱高度利用システム 小規模雨水利用設備	無	相模原市の制度を適用します。

合併処理浄化槽設置助成

相模原市と藤野町で助成額が異なるため、合併後5年以内に事業の見直しも含め相模原市の制度に統合します。

区 分	相模原市	藤野町	新 市
助成費 (5人槽)	600,000円	300,000円	合併後5年以内に事業の見直しも含め相模原市の制度に統合します。

設置される浄化槽の処理能力によって異なりますが、ここでは5人槽を設置した場合の助成金をモデルケースとしています。

地域振興

【主な事業】

ふるさと芸術村構想

藤野町において、ふるさと芸術村構想として取り組んでいる「藤野町ふるさと芸術村メッセージ事業」や「野外彫刻」などについては、地域性を尊重し、現行のまま新市に引き継ぎます。なお、事業規模、事業内容等については、新市において検討します。

地域活性化イベント

相模原市観光振興計画における地域活性化イベント事業の発展・充実に努めます。

藤野町のイベントについては、地域性を尊重し、相模原市観光振興計画に基づき位置付けを行います。

産 業 振 興

【主な事業】

農 業

〔市民農園〕

市民農園については、相模原市の制度を適用します。

市民農園は、緑地空間の確保と農地の有効利用を促進するため、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づき、市（町）が農家から農地を借り入れ、「農」へのふれあいを求める住民に貸し付けるもので、相模原市では公設の農園を整備しています。

商 工 業

〔中小企業融資制度〕

区 分	相模原市	藤野町	新 市
中小企業経営 安定対策	有	有	相模原市の制度に統合します。
中小企業 景気対策	有	無	相模原市の制度を適用します。

市が一定の資金を金融機関に預け、それぞれの金融機関の独自の資金を併せて、市内の中小企業者の方々に運転資金や設備資金等として融資するものです。比較的低利な融資が受けられますが、一般の融資と同様に返済能力があることが条件となります。

〔商業の振興〕

商店街が自ら行うイベント事業や空き店舗活用事業など活性化に向けた取り組みへの支援を新市の全域で行うことにより、活気とにぎわいのある商業地づくりを促進します。

観 光

〔観光施設の使用料等〕

現行の観光施設の使用料等については、原則として変わりません。

また、藤野町にお住まいの方は、「相模原市民たてしな自然の村（長野県立科町）」、「相模川自然の村（相模原市大島）」の利用についても相模原市民と同じように申し込みができるようになります。

〔観光振興〕

相模原市観光振興計画に基づく都市型観光の推進、藤野町の自然資源を活かした観光振興、レクリエーションの振興を図ります。

雇 用 対 策 ・ 勤 労 福 祉

相模原市の制度を適用します。

相模原市で実施している勤労者向けの融資制度「勤労者の住宅資金利子補給制度」や就職支援センターで実施している無料職業紹介事業などの雇用対策事業に関しては、藤野町にお住まいの方も相模原市民と同じように利用できるようになります。

消 防 ・ 防 災

消防本部及び消防署

藤野町の消防業務は、津久井郡広域行政組合消防本部（以下「津久井郡消防」という。）が実施しておりますが、組合は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散することとなっております。組合解散後は、相模原市が業務の委託を受け、住民サービスに支障をきたさないように対応していきます。

津久井郡消防の本部機能は、組合解散時に相模原市の本部機能に統合しますが、津久井地域の署、分署等とそこに配置されている各部隊は現状のとおりとします。なお、津久井郡消防では、現状の消防力について再編計画を検討しています。統合後も、より効果的な部隊運用、部隊活動が実施できるよう署所の配置等について検討を行い、新たな消防力整備計画を早期に策定します。

119番通報の受信については、現行のとおり津久井郡消防と相模原市消防の2箇所の庁舎で行いますが、早期に新指令システムを整備し一元化を図ります。

区 分	相模原市	津久井郡広域行政組合消防本部	新 市
消防本部	1	1	1
消防署等	3 署 1 2 分署	1 署	現行どおり(本部機能統合後、署所の配置等について検討します。)
		2 分署 2 出張所 1 派出所	
		藤野町の配置状況	
		1 分署	

消 防 団

藤野町の消防団は、原則として合併時に相模原市の消防団に統合しますが、消防団詰所・車庫及び消防団車両については、現行のとおりとします。なお、新市の消防団組織及び活動基準については、津久井地域における消防団活動の現状を考慮しつつ検討します。

区 分	相模原市	藤野町
組 織	1 団	1 団
	9 分団	7 分団
	5 6 部	1 5 部
定 員	7 6 2 名	2 4 7 名
詰所・車庫	5 6 箇所	1 6 箇所 (車庫 1 箇所含む)
団車両	5 6 台	1 6 台

防 災 事 業

防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合します。また、合併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定します。

防災行政用無線については、地域性を考慮しつつ放送内容、災害発生時における機能の検討及び電波の伝播調査^{でんぱ}を行い、デジタル方式により新市において5年を目途に整備します。

発 行：相模原市・藤野町合併協議会

電 話：042 - 769 - 8206

F A X：042 - 768 - 4066

発行日：平成17年12月